

令和6年第1回定例教育委員会

令和6年1月31日(水) 午後2時30分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川 淳 司	説明員	教育部長	伊藤 忠 信
	委員	林 大 輔		教育部次長	佐藤 学
	委員	麓 美 絵		学校教育支援室長	
	委員	新館 忠 義			堂 前 敦
欠席者	委員	須田 壽美江		総務課長	山崎 浩 克
				総務課主幹	鎌田 和 仁
				学校教育課長	稲田 征 己
				学校教育課参事	浅木 義 博
				教育支援課長	清水 さおり
				給食センター長	三浦 洋
				対雁調理場長	佐藤 友 彦
				スポーツ課長	堀井 修
				スポーツ課参事	稲垣 恭 典
				情報図書館長	表 誠
				郷土資料館長	兼平 一 志
			記録員	総務課総務係長	河崎 真 大
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分に係る経過について
- (2) コミュニティセンター、公民館及び市民文化ホール使用料の改定について
- (3) 体育施設使用料の改定について
- (4) セラミックアートセンター観覧料、使用料の改定について
- (5) 大麻栄町教職員住宅廃止に向けた新規入居の停止について
- (6) 令和6年江別市はたちのつどいの開催結果について

2 審議事項

- (1) 令和6年議案第1号
第3期江別市学校教育基本計画の策定について
- (2) 令和6年議案第2号
第10期江別市社会教育総合計画の策定について
- (3) 令和6年議案第3号
第7期江別市スポーツ推進計画の策定について
- (4) 令和6年議案第4号
第4期江別市子どもの読書活動推進計画の策定について
- (5) 令和6年議案第5号
令和5年度江別市一般会計補正予算について
- (6) 令和6年議案第6号
江別市旧町村農場に係る指定管理者の指定について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和6年第2回定例教育委員会の日程について

会 議 録

黒川教育長

(開会)

ただいまから、令和6年第1回定例教育委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

会議に先立ち、本日の会議録署名人を、麓委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、お諮りしたい事項がございます。

議案第5号の令和5年度江別市一般会計補正予算については、議会への申入れ前であるなど、一般に公開される前の教育予算案に対する意見の申出に関するものであり、率直な意見交換を行う必要がありますことから、秘密会による審議を提案するものでございます。

これにご異議ございませんか。

(一同了承)

委員の皆様のご賛同が得られましたので、議案第5号は秘密会により進行いたします。

本件を本日の審議順の最初に行い、秘密会終了後は、傍聴者入室のため暫時休憩いたします。

その後、配付の会議次第に従って進行してまいります。

それでは、議事に入ります。

<秘密会につき会議録省略>

委員会を再開します。議事に入ります。

1の報告事項(1)旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分に係る経過についての報告を求めます。

兼平郷土資料館長をお願いします。

兼平郷土資料館長

報告事項(1)旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分に係る経過についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1の令和5年11月以降の経過であります。1日に江別の文化財を考える会から公開質問状の回答に対する見解についてを受領しました。16日、総務文教常任委員会へ報告しておりますとともに、1日付の江別の文化財を考える会からの見解へ回答しております。

廃棄処分対象資料の特定作業につきましては、22日に終了しております。

12月14日には、寄贈者へお詫び状を発送しております。あわせて、所在地等がご不明な方へ対して、22日に市ホームページへお詫びと経過などを掲載しております。

次に、2の本件の問題点等につきまして、ご説明いたします。

まず、(1)寄贈者への不適切対応であります。資料廃棄処分というやむを得ない判断であったとはいえ、資料廃棄決定以降、寄贈者の特定作業、並びに寄贈者へ廃棄処分に至る経緯等の報告がされていなかったことは、寄贈者の厚意に反することであり、大きな問題であると考えております。

次に、(2)の廃棄処分にかかる決裁行為の不履行であります。収蔵資料の廃棄処分という重要な決定において必須である決裁行為がなされておらず、このことが廃棄処分に係る意思決定過程と責任所在を不明瞭とした結果を招いたと考えております。

(3)の資料管理の不備では、資料を受入れる際に、資料記録票に資料の履歴に関わる詳細な情報が記入されていなかった上、収蔵場所の変更などの情報更新がされていなかった点があげられます。

次に、3の廃棄処分資料の特定について、ご説明いたします。

まず(1)の特定方法ですが、全ての資料記録票から、民具資料に該当する記録票を抽出し、その記録票と全ての展示・収蔵資料とを照合しました。さらに、過去に撮影された鞍型収蔵庫内の写真(被写体資料)とも照合を行い、その結果、いずれの展示・収蔵場所においても、記録票と資料との照合ができなかった資料を廃棄処分資料としたものです。

次に、(2)の特定結果ですが、廃棄処分の資料数は460点となり、該当資料リストは4ページから12ページまでの資料となっております。

次に、4の寄贈者対応であります。ご寄贈くださった方々のご住所、お名前を確認するために、3ページの資料記録票と収蔵品管理システムに入力されているデータ、及び江

	<p>別市郷土資料館要覧掲載の寄贈者名簿1993年2月10日発行を用いました。</p> <p>この結果、個人で74名、団体で9機関であったことが確認でき、このうち47名、2機関につきまして、所在地が特定できました。これらの方々へは、昨年12月14日木曜日におわび状を郵送で差し上げたところです。本日までに、5通の返戻がございしますが、お手元へ届いた方々からのお問い合わせ等はございません。なお、先ほどご説明しましたとおり、所在地不明な方々への対応としましては、令和5年12月22日付けで市のホームページにお詫びと経過、廃棄資料リストを掲載しております。</p> <p>最後に5の再発防止策であります。まず、資料の廃棄処分に係る発議等の文書が作成されていなかったことにつきまして、江別市文書運行管理規程に基づき適切な事務処理に努めます。</p> <p>次に、(2)適正な資料管理は、江別市郷土資料館資料取扱要領に基づく、資料の整理と保全に努めるとともに、資料廃棄の取り扱いを追加するなど、同取扱要領の見直しを検討いたします。</p> <p>(3)資料活用方針の見直しにおきましては、資料の希少性や必要性、活用可能性などを検討の上、計画的な資料収集に努めてまいります。</p> <p>以上です。</p>
<p>黒川教育長 伊藤教育部長</p>	<p>伊藤教育部長お願いします。</p> <p>私から、追加でご報告をいたします。</p> <p>教育部といたしましては、資料にも記載しておりますが、本件の問題点である(1)寄贈者への不適切対応、(2)廃棄処分に係る決裁行為の不履行、(3)資料管理の不備についての対応が十分でなかったと認識しております。</p> <p>今回の件に関しまして、当市の監査委員から、地方自治法第199条に基づき、財務に関する事務及び事業の執行に係る監査の結果を受け、令和6年1月11日に次のとおり2点の指摘を受けたところであります。</p> <p>1点目は、令和5年8月に旧大麻文化財整理室の解体に伴い、同整理室の鞍型収蔵庫に収蔵していた市民から寄贈を受けた資料を廃棄処分したことについて、当該事務処理に係る発議等の文書が作成されていなかった。これは、江別市文書運行管理規程において、事務を処理するにあたっては、急施を要する場合のほか、文書をもって行わなければならないとされているにもかかわらず、これを遵守していないことから、今後は同規程に基づき適切に事務処理すること。</p> <p>2点目は、江別市郷土資料館資料取扱要領において、資料の登録、整理及び保管等について定められているが、旧大麻文化財整理室の鞍型収蔵庫に収蔵されていた資料の整理、保管における破損、滅失、劣化を防ぐための措置が不十分であったこと、資料を特定することなく廃棄処分するなど、資料の不適正な取扱いが認められたことから、今後は同要領に基づき適切に事務処理すること。</p> <p>以上、2点について指摘されております。</p> <p>これらのことから、教育委員会としても今回の件を重く受け止め、職員の責を問い、その将来を戒めるとともに、職員の職務執行に注意を喚起し改善を求めるため、令和6年1月19日に、前任の郷土資料館長、業務係長、文化財係長に加えて、現在の郷土資料館長、教育部次長、教育部長を嚴重注意処分としたことをご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>黒川教育長</p>	<p>ただいま報告のありました、旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分に係る経過について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(2)コミュニティセンター、公民館及び市民文化ホール使用料の改定についての報告を求めます。</p> <p>佐藤教育部次長お願いします。</p>
<p>佐藤教育部次長</p>	<p>報告事項(2)コミュニティセンター、公民館及び市民文化ホール使用料の改定について、ご報告いたします。資料をご覧ください。</p>

<p>黒川教育長</p>	<p>1 使用料改定の考え方ではありますが、市では全ての使用料・手数料について、4年ごとに料金体系の精査を行い、市民相互の負担の公平を図るため、使用料・手数料の見直しを実施しております。</p> <p>市全体の使用料・手数料見直しの考え方の詳細につきましては、別冊でお配りしております、使用料・手数料の見直し方針に記載されておりますのでご参照ください。</p> <p>令和6年度からの改定に向けて、施設に係る人件費、物件費、建設費、維持補修費で構成されるコストを基に各使用料の算定を行った結果、今回、公民館等においては、全ての貸室の使用料が見直しの対象となっております。</p> <p>2の使用料の原価計算結果と改定の方針ではありますが、各室等の現行単価①の列と算定原価②の列との乖離幅は、③の列に記載のとおり30.2%から31.7%となるものでございます。</p> <p>この結果、別冊の見直し方針6ページの下段にあります使用料・手数料の改定額の限度に基づき、改定率をプラス15%とし、現行単価にこの改定率15%を上乗せした額を、④の列の改定案とするものであります。なお、この改定率につきましては、百円未満を切り捨てる端数調整をしております。</p> <p>3の新料金適用開始日ではありますが、令和6年10月1日とするものでございます。</p> <p>今後におきましては、令和6年第1回市議会定例会への条例改正案の提案を予定しております。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま報告のありました、コミュニティセンター、公民館及び市民文化ホール使用料の改定について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(3) 体育施設使用料の改定についての報告を求めます。</p>
<p>堀井スポーツ課長</p>	<p>報告事項(3) 体育施設使用料の改定について、ご報告いたします。資料をご覧ください。</p> <p>1 使用料改定の考え方ですが、体育施設使用料の改定では、2点の理由から改定を行うものであります。</p> <p>1点目は、全庁的に行われる4年に1度の使用料改定にあたって、現行単価と原価計算結果との乖離幅に応じて改定率を設定しており、令和6年度からの改定に向けて各使用料の算定を行った結果、体育施設においては、青年センターのプール使用料が見直しの対象となることから、使用料の改定を行うものであります。</p> <p>2点目は、昨年年第10回定例教育委員会でご報告させていただきましたが、子どもが気軽にスポーツに親しめる場を提供することで、小中学生の運動能力の向上、健康増進を図ることを目的として、キャンプ場を除く体育施設における小中学生個人使用料を無料にしようとするものです。</p> <p>次に、青年センタープールの改定額についてですが、(1)に料金設定の基準となる大学生、一般の個人使用料の原価計算結果を記載しております。</p> <p>算定の結果、現行の単価と算定原価の乖離幅が58%となり、市が定める基準によると、乖離率50%以上60%未満の場合、改定率の限度は25%となり、これにより計算すると改定後の額は625円となりますが、基準となる額は50円単位で設定していることから、端数を切り捨てて600円を改定案とし、改定率は20%となったものであります。</p> <p>この改定案に基づき、各区分の料金を算定した結果、青年センターのプール使用料については、(2)の改定額の表に記載のとおりとなります。</p> <p>なお、小中学生の個人使用料については、このあと説明いたします、新料金の適用開始日及び小中学生の体育施設使用料の無料化によって、実際の値上げは行われないこととなります。</p> <p>次に、(3) 新料金の適用開始日は、令和6年10月1日を予定しております。</p> <p>次に、小中学生の体育施設使用料の無料化についてですが、3の(1)に記載した体育施設の小中学生個人使用料について、無料とするものであります。</p> <p>無料化の適用開始日は、令和6年5月1日を予定しております。</p>

<p>黒川教育長</p>	<p>以上です。 ただいま報告のありました体育施設使用料の改定について、質問等がございましたらお受けします。</p>
<p>堀井スポーツ課長 黒川教育長</p>	<p>私から1点教えていただきたいのですが、3の小中学生の体育施設使用料の無料化は、江別市内の子どもに限らず、市外の子ども達もすべて無料ということになりますでしょうか。</p>
<p>堀井スポーツ課長</p>	<p>利用されるすべての小中学生を無料とするものでございます。</p>
<p>黒川教育長</p>	<p>そうすると2の(2)の表において120円や90円などと記載するのではなく、無料と記載されるほうが妥当のように感じますが、いかがでしょうか。</p>
<p>堀井スポーツ課長</p>	<p>プールの利用料は4月1日に改正、施行されますが、経過措置として10月1日から新料金適用となります。下段の無料化の部分につきましては、5月1日からの施行となりますので、先にプール料金の料金改定があつて、一旦プール利用料が上がってから、それを5月1日から無料化するという流れになります。</p>
<p>林委員</p>	<p>無料化はすばらしいことだと思いますが、これはこの先もずっと無料という理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>堀井スポーツ課長 麓委員</p>	<p>今のところは、この先もずっと無料という考えでございます。</p>
<p>堀井スポーツ課長</p>	<p>この無料化に伴ってですが、使用する小中学生は身分証を持っていくということになるのでしょうか。</p>
<p>堀井スポーツ課長 黒川教育長</p>	<p>小中学生については、これまでも何か証明するものを受付で見せるということとはしておりませんので、口頭でお聞きしてということになるかと思えます。</p>
<p>黒川教育長</p>	<p>ほかに質問等はございませんか。 (質疑終了)</p>
<p>兼平セラミックアートセンター事業担当</p>	<p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)</p>
<p>兼平セラミックアートセンター事業担当</p>	<p>次に、報告事項(4)セラミックアートセンター観覧料、使用料の改定についての報告を求めます。</p>
<p>兼平セラミックアートセンター事業担当</p>	<p>兼平セラミックアートセンター事業担当参事お願いします。</p>
<p>兼平セラミックアートセンター事業担当</p>	<p>報告事項(4)セラミックアートセンター観覧料、使用料の改定について、ご説明いたします。</p>
<p>兼平セラミックアートセンター事業担当</p>	<p>1の使用料改定の考え方ですが、市では全ての使用料・手数料について、4年ごとに料金体系の精査を行い、市民相互の負担の公平を図っております。見直し作業にあたりましては、算定方法を明確化することでその内容の透明性を高めることを基本方針としております。</p>
<p>兼平セラミックアートセンター事業担当</p>	<p>セラミックアートセンターにおきましては、常設展観覧料と貸館使用料及び設備使用料が見直しの対象となっており、令和6年度からの改定に向けて、原価の再計算を行い、現行単価と原価計算結果との乖離幅に応じて改定案を設定するものです。</p>
<p>兼平セラミックアートセンター事業担当</p>	<p>次に、2の使用料の原価計算結果と改定の方針について、ご説明いたします。</p>
<p>兼平セラミックアートセンター事業担当</p>	<p>まず、観覧料の常設展(個人大人)では、現行単価①の300円に対し、算定原価②は569円、乖離幅は89.7%となりました。現行料金との乖離幅が60%を越えますと、その改定率は30%増加となり、試算単価は390円となりますが、50円単位で設定しておりますことから、改定案は350円としています。団体料金は個人料金の2割引きという考え方により、280円とするものです。</p>

黒川教育長	<p>775円との乖離率は36.3%となりました。観覧料、各室使用料と同様の考え方に基 づき、現行単価49,000円から、14%上昇の56,000円を改定案とするもので ございます。</p> <p>以下、ガス専用(素焼)、電気窯ⅠとⅡにつきましても同様の算定と考え方のもと、記 載の金額に改定するものでございます。</p> <p>今後におきましては、3月の市議会定例会への条例改正案の提案を予定しております。 以上です。</p> <p>ただいま報告のありました、セラミックアートセンター観覧料、使用料の改定について、 質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(5)大麻栄町教職員住宅廃止に向けた新規入居の停止についての報告 を求めます。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p>
山崎総務課長	<p>報告事項(5)大麻栄町教職員住宅廃止に向けた新規入居の停止について、ご説明いた します。資料をご覧ください。</p> <p>大麻栄町教職員住宅は、江別市立学校に勤務する教職員等へ貸与するため市が設置した アパートであり、平成27年度に策定した江別市教職員住宅のあり方に関する基本方針に 基づき、大規模改修を行った時から30年を目途に順次廃止することとしていたものでご ざいます。この住宅に関しまして、令和5年11月、用途廃止に向け市と協議した結果、 新規入居を停止することとなりました。</p> <p>1 住宅の概要につきましては、表に記載のとおりであり、4行目、建築年はA棟が昭 和43年、B棟が昭和45年、C棟が昭和49年、7行目、住戸数はそれぞれ12戸、1 6戸、23戸、計51戸、その下の行、大規模改修年はそれぞれ平成6年、平成8年、平 成7年、括弧書きのとおり、令和6年度から8年度にかけて、大規模改修から30年を迎 えます。</p> <p>その次の表に現在の入居状況を記載しております。全体では、住戸数計51戸に対し、 入居中28戸、入居率は54.9%といった状況です。</p> <p>次に、2 新規入居停止年月日は令和5年12月1日、このため、今年の4月の人事異 動から入居受入れは行いません。</p> <p>次に、3 用途廃止の理由ではありますが、江別市教職員住宅のあり方に関する基本方針 を平成27年度に策定した際の考え方としましては、社会情勢の変化、教職員住宅に対す る需要の低下や実際の入居状況、改修等に必要な費用などから総合的に検討した結果、大 規模改修を行った時から30年を目途に順次廃止する方針としたものであります。</p> <p>次に、用途廃止時期の予定ではありますが、市との協議の結果、当該住宅の用途廃止は、 教職員の人事異動に伴う退去により、入居者がある程度減ったあとに行うこととなりまし た。入居者の退去時期の見込みから、現時点では、令和10年度末を予定しているところ であります。</p> <p>資料は以上であります。教職員住宅の管理を担当する総務課といたしましては、入居 者側の負担に最大限配慮しながら、当該住宅の廃止に向けて業務を進めてまいりたいと考 えております。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、大麻栄町教職員住宅廃止に向けた新規入居の停止について、 質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(6)令和6年江別市はたちのつどいの開催結果についての報告を求め ます。</p> <p>佐藤教育部次長お願いします。</p>
佐藤教育部次 長	<p>報告事項(6)令和6年江別市はたちのつどいの開催結果について、ご報告いたします。 資料をご覧ください。</p>

黒川教育長	<p>はたちのつどいの開催につきましては、昨年12月22日開催の定例教育委員会にご報告しておりますが、資料の1及び2に記載のとおり、去る1月7日日曜日に、江別市民会館において、はたちのつどいを実施いたしました。</p> <p>昨年度まで、新型コロナウイルス対策として地区により時間をずらし、二部制で開催しておりましたが、今年度から出席者が一堂に会する一部制での開催を再開しております。</p> <p>当日は降雪が続く中ではありましたが、3に記載の内容で事故等もなく、予定どおり実施しております。</p> <p>出席状況ですが、4の出席者推移に記載のとおり、令和6年は男性405人、女性399人、合計804人で、昨年よりも42人の増、男女合計の出席率は62.2%となり、前年比6.3ポイントの増となっております。詳細は資料のとおりでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま報告のありました、令和6年江別市はたちのつどいの開催結果について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>続いて、2の審議事項に入ります。</p> <p>審議事項(1)令和6年議案第1号 第3期江別市学校教育基本計画の策定についての説明を求めます。</p>
稲田学校教育課長	<p>稲田学校教育課長お願いします。</p> <p>議案第1号 第3期江別市学校教育基本計画の策定についてご説明いたします。</p> <p>前回の定例教育委員会においてご協議いただいたことを踏まえ、本計画の承認を願うものであります。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>1の計画の名称は、第3期江別市学校教育基本計画であります。</p> <p>2の計画期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。</p> <p>3の計画案については、別添の資料のとおりであります。</p> <p>計画の法的根拠、概要及び重点事項等につきましては、前回までの定例教育委員会においてご説明したとおりであります。</p> <p>令和6年度から5年間については、本計画に基づき教育施策を進め、江別市の学校教育の基本理念でもある、豊かな人間性に満ちあふれた子どもの育成を目指し、夢を持ち、夢を語り、夢に向かって行動する子ども像の実現に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
黒川教育長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和6年議案第1号 第3期江別市学校教育基本計画の策定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、審議事項(2)令和6年議案第2号 第10期江別市社会教育総合計画の策定についての説明を求めます。</p>
佐藤教育部次長	<p>佐藤教育部次長お願いします。</p> <p>議案第2号 第10期江別市社会教育総合計画の策定について、ご説明いたします。前回の定例教育委員会においてご協議いただいたことを踏まえ、本計画の承認を願うものであります。</p> <p>資料をご覧ください</p> <p>1の計画の名称は、第10期江別市社会教育総合計画であります。</p> <p>2の計画の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。</p> <p>3の計画案については、別添の資料のとおりであります。</p> <p>計画の法的根拠、概要及び重点事項等につきましては、前回までの定例教育委員会において説明したとおりであります。</p> <p>令和6年度からの5年間は、本計画に基づき社会教育施策を進め、基本理念である江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくりを目指し、心の豊かさを</p>

黒川教育長	<p>実感できる生涯学習の充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和6年議案第2号 第10期江別市社会教育総合計画の策定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、審議事項(3) 令和6年議案第3号 第7期江別市スポーツ推進計画の策定についての説明を求めます。</p>
堀井スポーツ課長	<p>堀井スポーツ課長お願いします。</p> <p>議案第3号 第7期江別市スポーツ推進計画の策定について、ご説明いたします。</p> <p>前回の定例教育委員会においてご協議していただいたことを踏まえ、本計画の承認を願うものであります。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>1の計画の名称は、第7期江別市スポーツ推進計画であります。</p> <p>2の計画期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。</p> <p>3の計画案については、別添の資料のとおりであります。</p> <p>計画の法的根拠、概要及び重点事項等につきましては、前回までの定例教育委員会において説明したとおりであります。</p> <p>令和6年度から5年間については、本計画に基づきスポーツの推進に関する施策を進め、だれもが健康で心豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。</p>
黒川教育長	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和6年議案第3号 第7期江別市スポーツ推進計画の策定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、審議事項(4) 令和6年議案第4号 第4期江別市子どもの読書活動推進計画の策定についての説明を求めます。</p>
表情報図書館長	<p>表情報図書館長お願いします。</p> <p>議案第4号 第4期江別市子どもの読書活動推進計画の策定についてご説明いたします。</p> <p>前回の定例教育委員会においてご協議いただいたことを踏まえ、本計画の承認を願うものであります。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>1の計画の名称は、第4期江別市子どもの読書活動推進計画であります。</p> <p>2の計画期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。</p> <p>3の計画案については、別添の資料のとおりであります。</p> <p>計画の法的根拠、概要及び重点事項等につきましては、前回までの定例教育委員会において説明したとおりであります。</p> <p>令和6年度から5年間については、本計画に基づき読書活動の推進に関する施策を進め、子どもの読書活動の推進や子どもの読書環境の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>
黒川教育長	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和6年議案第4号 第4期江別市子どもの読書活動推進計画の策定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>

佐藤教育部次長	<p>次に、審議事項（６）令和６年議案第６号 江別市旧町村農場に係る指定管理者の指定についての説明を求めます。</p> <p>佐藤教育部次長お願いします。</p> <p>議案第６号 江別市旧町村農場に係る指定管理者の指定について、ご説明いたします。</p> <p>生涯学習課が所管しております江別市旧町村農場につきましては、江別市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第４条の規定に基づき、令和６年５月１日から当該施設の管理を行う指定管理者となるべき団体の公募及び選定を終えたことから、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、当該非選定者を指定管理者として指定するため、あらかじめ議会の議決を求めるもので、２月２２日から開会予定の令和６年第１回江別市議会定例会に提出を予定しております。</p> <p>資料についてご説明申し上げます。</p> <p>申込みを受け付けた期間は、令和５年１１月１日から１２月１１日まで、募集要項等の説明会は１１月１３日、申込みのあった団体数は１団体、プレゼンテーション等は１２月２５日に実施しております。</p>
黒川教育長	<p>非選定者は、江別市大川通６番地、江別河川防災環境事業協同組合であり、指定期間は、令和６年５月１日から令和１０年３月３１日までとなります。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、令和６年議案第６号 江別市旧町村農場に係る指定管理者の指定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>続いて、３のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願ひます。</p>
山崎総務課長	<p>山崎総務課長お願いします。</p> <p>今回の定例教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和５年度江別市青少年文化賞等の表彰について、令和５年度江別市青少年スポーツ賞等の表彰について、令和６年度一般財団法人江別市スポーツ振興財団の事業計画について、などを予定しております。</p>
黒川教育長	<p>また、今回の定例教育委員会の日程でございますが、２月１９日月曜日午後２時からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p> <p>ただいまありましたように、今回の定例教育委員会は２月１９日月曜日午後２時からということで、皆様よろしいですか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>以上をもちまして、第１回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>（閉会）</p>

終了 午後３時２１分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 麓 美絵